

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する  
命令案について（概要）

令和 6 年 8 月 15 日  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

1. 改正の趣旨及び概要

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）第 5 条による改正後の健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）において、被保険者又は被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該者は、保険者に対し、当該者に係る情報を記載した書面（以下「資格確認書」という。）の交付を求めることができることとされたことに伴い、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案（仮称。8 月下旬公布予定。）により、資格確認書に係る規定の整備が行われるところ。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）において、同令第 23 条に規定する受給者証等の再交付の申請について、氏名及び生年月日又は居住地が記載された書類に資格確認書を追加する等、資格確認書に係る所要の規定の整備を行うもの。

2. 根拠条項

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項及び第 108 条
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 16 条、第 26 条の 8 及び第 33 条第 1 項

3. 施行期日等

- 公布日：令和 6 年 9 月下旬（予定）
- 施行期日：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 6 年 12 月 2 日）